　第８１号議案

　　品川区立五反田産業文化施設条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年１０月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　品川区長職務代理者

　　　　　　　　　　　　　　　品川区副区長　　桑　　村　　正　　敏

　　　品川区立五反田産業文化施設条例

　（設置）

第１条　区内企業等の発展および連携を促進するとともに、五反田地区におけるにぎわいのあるまちづくり創出に寄与することを目的とし、品川区立五反田産業文化施設（以下「産業文化施設」という。）を設置する。

２　産業文化施設の所在地は、東京都品川区西五反田八丁目４番１３号とする。

　（施設等）

第２条　産業文化施設の施設は、イベントホール、ギャラリーおよびエントランスロビーとする。

２　産業文化施設の設備については、規則で定める。

　（休館日等）

第３条　産業文化施設の休館日は、１２月２９日から翌年の１月３日までの日とする。

２　産業文化施設の開館時間は、午前９時から午後８時までとする。

３　前２項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、産業文化施設の休館日および開館時間を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

４　第１項および第２項の規定にかかわらず、指定管理者（第１４条第１項に規定する指定管理者をいう。）は、必要があると認めるときは、区長の承認を得て、産業文化施設の休館日および開館時間を変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

　（使用手続等）

第４条　産業文化施設の施設（エントランスロビーを除く。）および設備を使用しようとする者ならびにエントランスロビー（利用者の通行を妨げるおそれのない場所であって、区長が別に定める部分に限る。）を使用しようとする者（利用者の誘導等管理上必要な範囲内で使用する者を除く。）は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定によりエントランスロビーの使用を申請することができる者

は、イベントホールを同時に使用する者に限る。

３　区長は、第１項の申請を受けたときは、規則で定めるところにより使用の承認をするものとする。

４　区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない。

⑴　公益を害するおそれがあると認めるとき。

⑵　秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

⑶　産業文化施設の施設および設備（以下「施設等」という。）を第１条の目的以外の用途に使用するおそれがあると認めるとき。

⑷　その他管理上支障があると認めるとき。

５　区長は、施設等の使用を承認するに際して、管理上必要な条件を付けることができる。

　（使用料等）

第５条　産業文化施設の施設の使用料は、別表に定める額とする。

２　産業文化施設の設備の使用料は、１件１回につき１３２，０００円の範囲内において規則で定める。

３　前条第３項の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「施設等使用者」という。）は、前２項に定める使用料を前納しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、区長は、特別の事情があると認めるときは、規則で定める方法により使用料を納付させることができる。

　（使用料の減免）

第６条　区長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

　（使用料の返還）

第７条　既納の使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

　（使用権の譲渡等の禁止）

第８条　施設等使用者は、使用の承認を受けた施設等を転貸し、またはその使用の権利を譲渡してはならない。

　（届出事項）

第９条　施設等使用者は、第４条第１項の規定による申請の内容に規則で定める変更の事由が生じたときは、区長に届け出なければならない。

　（施設等の変更制限）

第１０条　施設等使用者は、施設等の使用に際して、これに特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

　（使用の承認の取消し等）

第１１条　区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、もしくは使用を停止し、または使用の条件を変更することができる。

⑴　不正行為により使用の承認を受けたとき。

⑵　使用の目的または条件に違反したとき。

⑶　施設等を故意または重大な過失により損傷したとき。

⑷　この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、区長が施設等の管理上必要があると認めるとき。

　（原状回復の義務）

第１２条　施設等使用者は、施設等の使用を終了したときまたは前条の規定により使用の承認を取り消されたときもしくは停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

　（損害賠償）

第１３条　施設等使用者は、施設等の使用に際して、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。

　（産業文化施設の管理等）

第１４条　産業文化施設の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

２　指定管理者は、地方自治法第２４４条の２第８項の規定に基づき、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として、施設等使用者から収受することができる。

３　前項に規定する利用料金の額は、第５条第１項および第２項に定める使用料の額を超えない範囲内で、指定管理者があらかじめ区長の承認を得て定める額とする。

　（指定管理者の指定の手続）

第１５条　指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。

２　区長は、前項の規定による申請があった場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、産業文化施設の管理を行わせるに当たり、最も適していると認める団体を候補者として選定するものとする。

⑴　施設等使用者の平等な使用およびサービスの向上を図るものであること。

⑵　産業文化施設の適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

⑶　産業文化施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。

⑷　前３号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために十分な能力を有していること。

３　区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。

　（指定管理者の行う業務）

第１６条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　産業文化施設の運営に関すること。

⑵　第４条第３項に規定する施設等の使用の承認ならびに第１１条に規定する承認の取消し、使用の停止および使用の条件の変更に関すること。

⑶　利用料金の徴収に関すること。

⑷　産業文化施設の維持および修繕に関すること。

⑸　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める業務

　（指定管理者による個人情報の取扱い）

第１７条　指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。

２　前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

　（委任）

第１８条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

　　　付　則

１　この条例は、令和６年５月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１４条から第１７条までの規定　公布の日

⑵　次項の規定　令和５年８月１日

２　産業文化施設の使用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第５条関係）

　⑴　イベントホール

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 使用料 |
| 全日（午前９時から午後８時まで） | ６０５，０００円 |
| １時間 | ７１，５００円 |
| 備考  　１　イベントホールの使用時間は、１回につき５時間以上とする。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。  　２　区長が必要と認めるときは、３０分を単位として、イベントホールを開館時間外に使用させることができる。この場合において、区長は、３０分につき３０，２５０円を追加使用料として徴収する。 | |

　⑵　ギャラリー

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 使用料 |
| 午前（午前９時から正午まで） | ４０，７００円 |
| 午後（午後１時から午後４時まで） | ４０，７００円 |
| 夜間（午後５時から午後８時まで） | ４０，７００円 |
| 全日（午前９時から午後８時まで） | ９９，０００円 |
| 備考  　１　ギャラリーと同時にイベントホールを全日使用する者については、全日６６，０００円でギャラリーを使用させることができる。  　２　区長が必要と認めるときは、３０分を単位として、ギャラリーを開館時間外に使用させることができる。この場合において、区長は、３０分につき６，６００円を追加使用料として徴収する。なお、ギャラリーと同時にイベントホールを全日使用する者については、３０分につき５，５００円を追加使用料として徴収する。  　３　午前および午後または午後および夜間を継続して使用する場合においては、それぞれの中間時間（正午から午後１時までおよび午後４時から午後５時までをいう。）を無料で使用することができる。 | |

　⑶　エントランスロビー

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 使用料 |
| 全日（午前９時から午後８時まで） | ５５，０００円 |
| 備考　区長が必要と認めるときは、３０分を単位として、エントランスロビーを開館時間外に使用させることができる。この場合において、区長は、３０分につき２，７５０円を追加使用料として徴収する。 | |

　（説明）五反田産業文化施設を設置する必要がある。